

とよなか まちづくり 手帖

令和8年(2026年)
2月発行
第25号

tocotoco...
(吹田市元町)



INDEX

- それゆけ!まちづくり探検隊!!
吹田市元町・tocotoco... ————— 1・2・3P
- まちづくり掲示板 ————— 4P
- まちづくりルールと支援制度の紹介 ————— 5・6P
- 第40回まちづくりセミナー
新しい視点が変えるまちづくり～始まりは商店街から～ ————— 7P

(回覧)

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS

11 住み続けられる
まちづくりを



17 パートナーシップで
目標を達成しよう



40万人の
とよなか
未来バトン

SDGs to 2030

それゆけ! まちづくり探検隊!!

このコーナーでは、マチカネくんがまちづくり活動を
しているさまざまなまちを探検するよ!



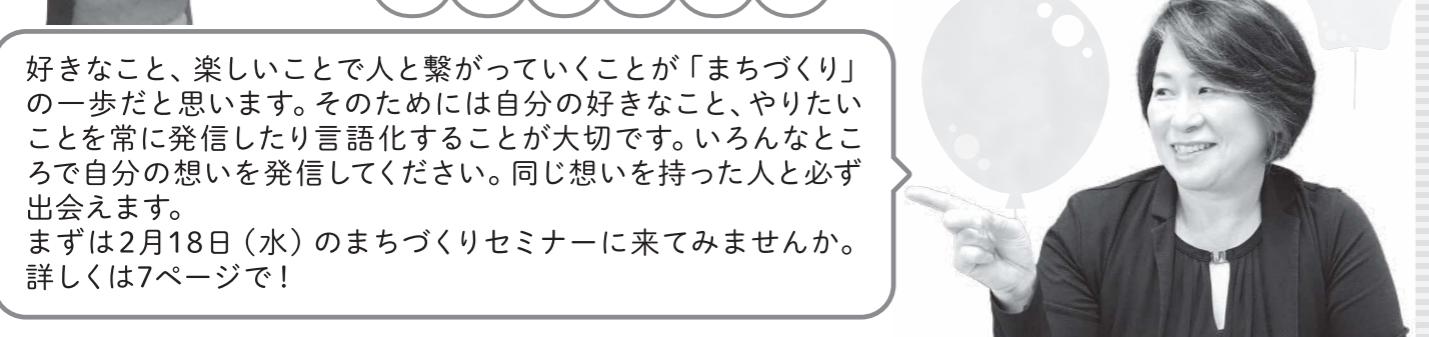
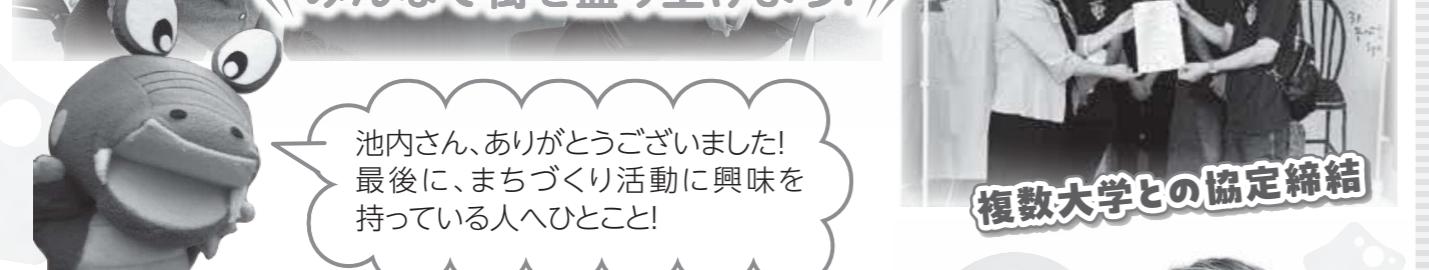
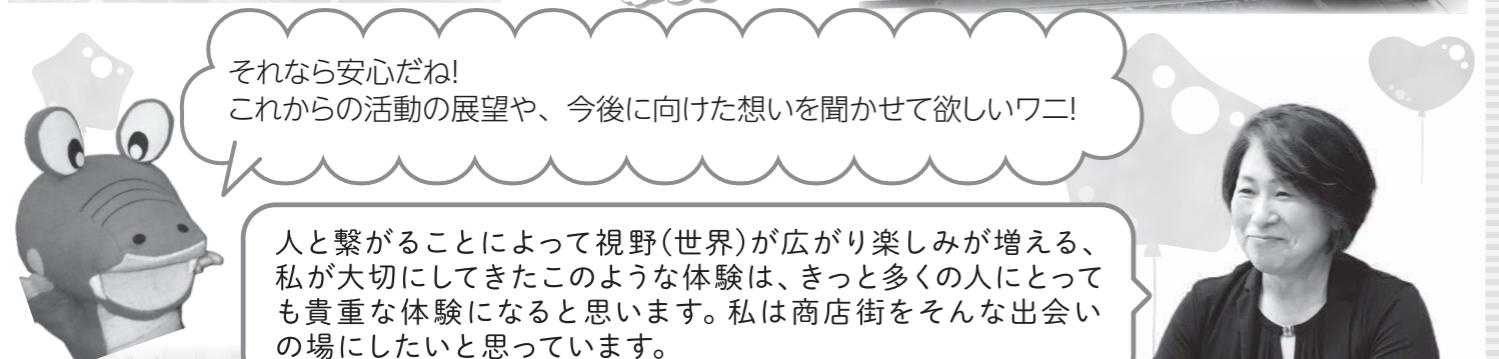
吹田市旭通商店街協同組合 理事長
池内 かおりさん

小学校のPTAなどで、国際理解を深める活動を行ったことがきっかけです。
商店街の空き店舗で英会話教室を始めるようになり、その後店舗を購入したことから、
地権者としてこのエリアの価値を高めることに尽力しようと覚悟を決めました。



ソフト事業では、親子で商店街内を回遊する「ハロウィンであるこっ！」や、商店街と神社
でコスプレ撮影ができる「旭通コスプレフェスタ」、音楽を楽しむ「吹田ジャズ・ゴスペル
ライブ」など、主催団体は異なりますが様々な活動に関わっています。ハード事業では、
「tocotoco... (トコトコ)」が盛り上がっています。





まちづくり協議会便り

おかまち・まちづくり協議会



【ホームページ】

豊中駅前まちづくり推進協議会

小学生対象の「夏休みまちづくり体験教室」を開催。まちを歩き、まちについて考える機会となりました。



【ホームページ】

第3回とよなか景観フォトコンテストを開催中です！

「第3回豊中まちなみ市民賞」として、豊中市内の魅力的な景観を撮影した写真を、その風景を選んだ理由やエピソードとともに募集するフォトコンテストを開催中です。応募受付は令和8年(2026年)7月26日(日)まで！応募方法等、詳しくは市ホームページをご覧ください。みなさんのお気に入り・思い出のとよなかの風景をお待ちしています！

【問い合わせ先】 都市計画課 景観形成係 TEL06-6858-3143



【ホームページ】

前回のセミナー報告



【受講感想】(抜粋)

- ◆人集め、誰向けのイベントか、課題の定義、謎の使命感、情熱の体験談の話、失敗談も聴けておもしろく、参考になりました。
 - ◆地域活性化という名の具体的な活動はない！という言葉が印象に残っています。
 - ◆組織としては、やりたいことをできる環境を提供することが大切だということがわかりました。
- また、何か起こるリスクを考えるのではなく、リスクはあるものだと考え、チャレンジしていければと思いました。



過去のセミナー動画も貸出し中です!!

「この指と～まれ」

(講師)一般社団法人いけだエリアマネジメント 代表理事 吉岡 博充さん
NPO法人石橋商業活性化協議会 事務局 浅田 圭佑さん
(コーディネーター)NPO法人とよなかESDネットワーク 上村 有里さん

インターンシップ生体験レポート

京都女子大学からインターンシップ生として、令和7年8月に都市計画課の業務を体験しました。期間中の感想を一部紹介します。

豊中市役所のインターンシップを通じて、豊中市では市民の方の声を大切にしながらまちづくりに取り組んでいることが分かりました。同時に、業務に責任を持って丁寧に対応する姿勢を学ぶことができ、この経験を将来に大いに活かしたいと思いました。



まちづくりルールと支援制度を紹介します



豊中市では、住民が主体となって自分たちのまちについて考え、土地利用のルールを策定する地区が増えています。地区の特性にあつたより細かな土地利用のルールにより、住環境やまちなみを維持・継承していくことが期待できます。

今の住環境やまちなみを守り育てていきたい

土地利用のルールを検討してみては!?

—代表的なルールをいくつか紹介—

地区計画

- 土地利用のルールについて、住民発意で定める都市計画法に基づく制度。
- 法律で定められた制限となり、決定後は市が運用。
- 権利者の多数の合意が必要。

建築協定

- 土地利用のルールについて、定める制度。
- 契約に基づく制限となり、地元の運営委員会で運用。
- 権利者の全員の合意が必要。

都市景観形成推進地区

- 建物の色彩や大きさなど景観ルールについて、住民発意で定める制度。
- 法律で定められた制限となり、決定後は市が運用。
- 権利者の多数の合意が必要。

地区まちづくりルール

- 他の制度では定めることができないルールを、市に登録する制度。
- 地元の地区まちづくり活動団体で運用。
- 登録には権利者のおおむね2/3以上の合意が必要。



ルールを作るまでは
大変そうだけど?
できるのかな??

大丈夫! 豊中市には
ルール策定までに様々な
支援制度が用意されていて、
住民の活動をサポート
しているんだって!



ルール策定までに、様々な支援制度があります。

まちづくりに興味をもったら!!

まちづくりの初動期に!!

ルールの検討・合意形成期に!!

ルールの検討・合意形成期に!!

出前講座

- 市職員が地域に出向きルールの概要や事例などを伝えします。

まちづくり講座

- まちづくりの専門家を市が派遣し、まちづくりに関する情報や技術・他地区的事例を詳しくお伝えします。

アドバイザー派遣 コンサルタント派遣

- まちづくりの専門家を地域に派遣。専門の知識を持った専門家がルール策定の具体的な内容の検討・合意形成の支援を行います。
- ルールづくりに必要な活動費の3/4を市が助成します。
※対象経費:
勉強会等の会場使用料や講師謝礼、印刷費、郵送費等

活動費助成

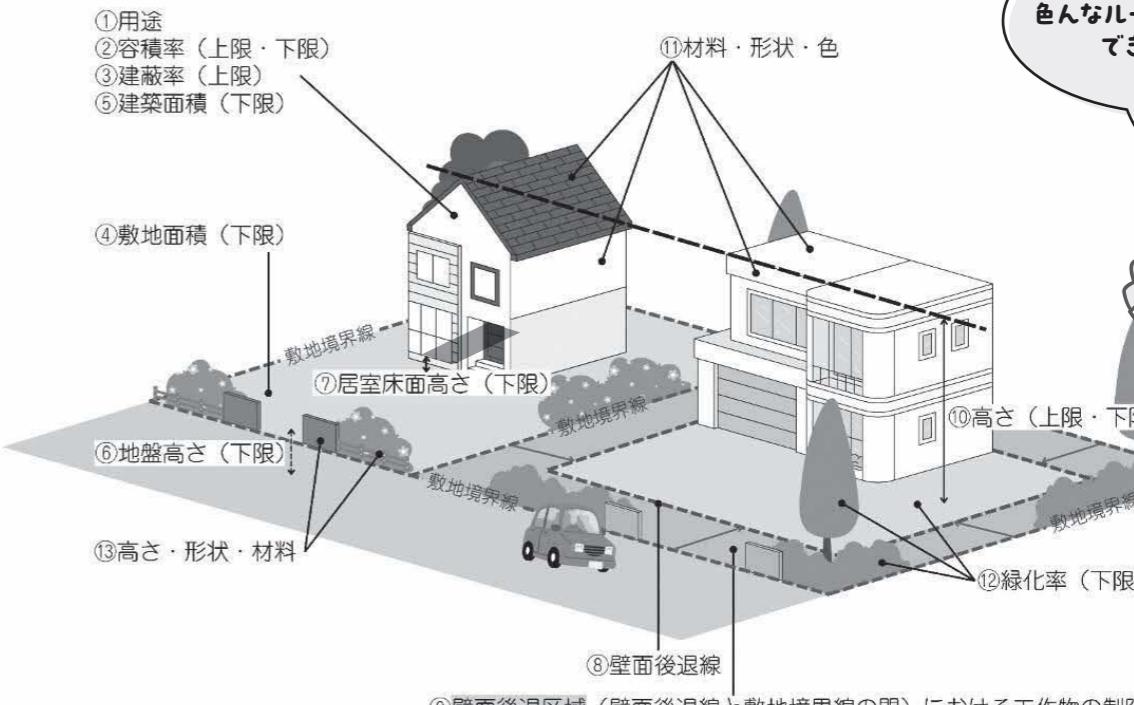
まちづくりルールや支援制度についてより詳しく説明している冊子
「まちづくりハンドブック」もあります。
市のホームページでもご覧いただけます。

ホームページはこちら ▷



地区計画で定めることができる制限の例

土地利用のルールによって制限できる項目は異なりますが、例えば「地区計画」では、建築物に関する制限として下記の様な項目を制限することができます。



土地利用のルールの策定例

【緑丘地区】

平成19年に、市内で初めて住民発意の地区計画を策定しました。
「地区計画」…建物用途、敷地面積(下限)、建物高さ(上限)

【永楽荘地区】

様々なルールを策定し、地区の住環境を守っています。
「地区計画」…建物用途、敷地面積(下限)、建物高さ(上限)
「都市景観形成推進地区」…建物の色彩
「地区まちづくりルール」…緑化、擁壁の制限等

自分たちのまちに
合ったルールを
つくっているんだね



地区まちづくり活動団体とは

地区まちづくりに取り組む市民組織で一定要件を満たしたものについて市長が登録する組織です。支援制度の多くは、地区まちづくり活動団体に登録することで利用できます。

現在、市の支援を受けて、土地利用のルール策定に向けて活動している登録団体を紹介します。

【新千里西町2丁目戸建自治会】

令和7年8月に団体登録。地区内の景観を守るため、「建築物の形態・色」等の制限を検討しています。

【東豊会】

令和7年10月に団体登録。地区内における民泊営業の禁止等をめざして、「地区計画」による、「建築物の用途」等の制限を検討しています。

第40回まちづくりセミナー

新しい視点が 変える まちづくり

～始まりは商店街から～

令和8年(2026年)

2/18(水)

講師:

吹田市旭通商店街協同組合

理事長 池内 かおり氏



会場

豊中市庄内コラボセンター「ショコラ」1階 市民公益活動支援センター
豊中市庄内幸町4-29-1 (阪急庄内駅から南西に約600m)

入場

無料 (事前申込み制)
会場参加に限り、先着50名

タイムスケジュール

第1部 講演会 会場とwebで開催
18:00～19:00 (開場17:45)

第2部 交流会 会場のみで開催
19:00～20:00

【マチカネポイント付与対象事業】詳しくは市ホームページで



【主催者】豊中市

【問合せ先】豊中市 都市計画推進部 都市計画課

電話番号: 06-6858-2197

メールアドレス: machi@city.toyonaka.osaka.jp



申込は
こちら